

就学指定校変更許可基準

項目	内容	期間
1 地理的条件	(1)地理的に学区外通学が適当であると認められ、通学に支障のないとき (2)小学校で前号の許可を受けた場合で、在籍小学校の属する校区の中学校へ通学を希望する場合	当該事由の消滅するまで 当該事由の消滅するまで
2 留守家庭	住民登録地において児童生徒の下校時に自宅が不在である等の理由で、父母の勤務先、祖父母の家あるいは、学童保育所等のある校区の学校を希望する場合	1年間（更新可）
3 住居建築中	住居の建て替え中のために一時的な居所より通学せざるを得ない場合で、通学に支障のないとき	住居の完成まで
4 転居予定	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合で、通学に支障のない場合	転居の日まで（6ヶ月以内）
5 途中転居	(1)転居後、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障のない場合 (2)小学校で前号の許可を受けた場合で、在籍小学校の属する校区の中学校へ通学を希望する場合	卒業まで 卒業まで
6 健康上の理由	児童生徒の健康上やむを得ないと認められるもの	当該事由の消滅するまで または教育委員会が認める期間まで
7 教育上の配慮	(1)不登校等の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合 (2)兄弟姉妹が就学指定校の変更許可を受け、在籍している学校に通学を希望する場合	当該事由の消滅するまで または教育委員会が認める期間まで 卒業まで
8 特殊事情	上記のほか、教育委員会が特に学区外通学が適当であると認めた場合	当該事由の消滅するまで または教育委員会が認める期間まで

申請には、印鑑が必要になります。

必要に応じて添付書類を提出していただきます。

お問合せ先

伊勢市教育委員会事務局学校教育課（小俣総合支所・2階） TEL（22）7879